

「神火」と伊勢齋宮の焼亡事件

田 阪 仁

(一) はじめに

七世紀後半以来、多気郡に在った伊勢齋宮⁽²⁾が度会郡に移転した。その詔は淳和天皇の天長元(八二四)年九月乙卯(十日)に出た。⁽³⁾詔詞(後引)や日付からみて、それは恒例の太神宮神嘗祭奉幣使発遣に託されたものと推測する。移転先は宮川左岸の離宮である。離宮は元来、宮川右岸側の度会郡沼木郷高河原に在ったが、延暦十六(七九七)年にそこから西方宮川左岸の湯田郷宇羽西村(現在国史跡離宮院跡)へ移転していた。

宝亀年間に伊勢太神宮寺を神郡外へ移転させた一連の動きを「古代王権と伊勢太神宮との権力闘争の一端⁽⁴⁾」とみる山中章氏は、離宮のその移転を「齋王や伊勢太神宮例幣使が拠点としてきた離宮院が宮川の外へ出され」「神宮付近から王権の拠点は完全に消滅」(同上)したという、本稿にとつても重要な指摘を行っている。ともかく、そこは大神宮司の所在地でかつ度会駅も置かれたという重要な拠点、いわば伊勢神宮祭祀にかかわる神祇行政の本拠地である。そういう場所に、九世紀前半代に至つてなぜ伊勢齋宮を遷す必要が生じたのか。改めてその政治的背景の一端を考察し、移転先の離宮地内で発生した伊勢齋宮の焼亡を検討すること―実はそれが神火事件ではなかったかと考え、その真相に迫つてみたいというのが本稿第一の目的である。

それに先立ち、輸入漢語である「神火」と「天火」とが中国史籍上ではどのように用いられ、奈良時代の日本で

はいかなる選択と変容があつたのかを例証し、わが国古代の神火事件発生当時における中国災異説受容の実態も把握しておきたい。

(二) 天火から神火へ

天火と神火とが同一でないことは、例えば八世紀中葉頃に成立の『吽迦陀野儀軌』(巻中)に、「以般若智火為火。一切衆生罪若煩惱障為薪。是火不天火地火人火龍火神火木火石火自然火。只如来極秘密般若心智火也。」と、般若智火の火は天火でも地火でも人火でも神火等でもなく、一切衆生の罪や煩惱の障りを薪として燃える般若心智の火であることを述べるが、その般若心智の火に対比される俗界の諸々の火にもそれぞれに相違があり名称区別されることから明白である。後代、日蓮が「災害統出の原因と対策を宗教的な立場から考えて」書いたとされる『立正安國論』¹⁰にも、仁王經を引き国土中に在る七難に触れて、その三難にやはり天火と山神火とを区別して表記している。

『春秋左氏伝』宣公十六年夏条には「成周宣榭火、人火之也。凡火、人火曰火、天火曰災。」¹¹といい、「成周の宣榭に火あり」を「人之をやける也」という意味で「人火」だとし、天火(これを災という)と区別する。これが董仲舒や劉向になると、「以為十五年王札子殺召伯、毛伯、天子不能誅。天戒若曰：不能行政令、何以禮樂為而臧之？」¹²という。成周、即ち洛陽の宣榭に火があつたのは、その前年(十五年)に王札子(王子の捷)が召伯と毛伯を殺す罪を犯したのに、天子は彼を誅しえなかつた。政令を守れなかつた天子への天の誡めとして災(天火)があつたのだと説く。災としての天火は、『史記』孝景皇帝三(前一五四)年正月乙巳にも「赦天下。長星出西方。天火燔雒陽東宮大殿城室。吳王濞、楚王戊、趙王遂、(略)反、發兵西鄉。」¹³と見える。占星術との関係は明白で、吳王ら七王が反し兵を西郷に起こしたその根拠に予兆としての「長星出西方」を記し、かつ天が天火(災)を以て洛

陽に在る東宮の大殿城室を燻き、反乱のある事を予め知らせたというのである。

顧炎武の「星事多凶」¹⁴には淮南王安らの反逆を始め諸事例を引く。中に後漢靈帝の時、圖讖家董扶の妖言「京師將亂、益州分野有天子氣」¹⁵を信じ、求めて益州牧となった劉焉の話がある。焉は獻帝の興平元（一九四）年、謀戦に敗れて二子を失った上に「又遇天火燒其城府車重（天火が彼の城府や車重を焼くに遇い）（略）」¹⁷、成都に徙つてのち、「遂「疽」發背（疽）卒（遂には背中に悪性の腫物ができて死んだ）」（同上）。妖しい予言を信じて竊かに逆心を抱き反乱に発つた焉に對して天罰が下ったかの如き書きぶりで天火の語が用いられている。『華陽國志』はこれを「既痛二子、又感祲災、疽發背卒。」¹⁸として、天火を祲災の謂に解している。

三国魏の明帝は青龍二（二三四）¹⁹年に太史令の高堂隆が侍中に遷る。その夏四月「大疫。崇華殿災（伝染病が猛威をふるい、崇華殿が天火で焼けた）」²⁰という。帝から「何の咎か」との下問を受けた隆が對えて「夫災變之發、皆所以明教誡也（災變が起こるのは皆教誡を明らかにする為です）、（略）又曰『君高其臺、天火為災。』此人君苟飾宮室、不知百姓空竭、故天應之以旱、火從高殿起也。上天降鑒、故謹告陛下（「君主が其の臺を高くし、天火災いをなす」とは、人君が苟も宮室を飾り、百姓の空竭を知らなければ、天は之に旱を以て応え、火も高殿より起る、との謂です。上帝が上からみそなわされて、それで陛下を戒められたのでしょうか）（略）」²¹という。人民を苦しめ政道を誤れば天火の災いが下り皇帝に謹告する点に漢代以来の災異説が鮮明である。

梁の劉峻と共に「書淫」²²と評された晉の皇甫謐（二五一〜二八二年）もその『帝王世紀』²³に殷帝紂の暴虐ぶりを記し「（七年）六月發民、獵於西山。居期年、天下大風雨、飄牛馬、壞屋樹、天火燒其官、兩日并盡。或鬼哭、或山鳴。紂不懼、愈慢神、誅諫士。為長夜之飲、七日七夜、失忘歷數、不知甲乙。（略）」と。過去の暴君を後の災異説で殊更に譏つたにせよ、ここは「天火」でなければ収まらなかつたのである。

開成五（八四〇）年長安への途次、現地の人々が石炭の火を「天火の焼く所なり」と言うのを、下野国出身の円

仁は当然神火事件の真相も知る故にか「未だ必ずしも然らず。此乃ち衆生の果報の感ずる所なり」（同上）と冷静に記している。当時の中国の一般民衆は「天火」を石炭の燃焼現象にも使ったようで、塩入良道氏は「神火（日本の神火ではなく、本来の靈妙神秘な火）」のことであろうと解している。²⁵

「神火」の語は『晋書』范甯伝²⁶、梁簡文帝の「詠螢詩」、『出三藏記集』²⁸等にあるが、天火の事例に比して甚だ少ない。しかもその用法は飽くまで「靈妙神秘・不可思議な火」の謂で、もとより「災」の語感はない。范甯は四世紀後半代、東晋孝武帝（在位三七二〜三九六）時代に活躍したが、現行『晋書』の編纂はわが大化元年前後に当たる唐太宗の勅命による。該傳にいう所は、目痛を患う甯が中書侍郎の張湛に処方を求める話で、湛が嘲つていう神火はどう見ても方術―神仙術の類である。また詩文の才で著名な梁の簡文帝（在位五四九〜五五一）は文字通り螢火を神火と詠じた。「詠螢詩」は多く『藝文類聚』でも参照されたかと思う。当然のことながら『日本國見在書目録』には『晋書』も『藝文類聚』の名も、そして『梁簡文帝集』も見えている。³¹

梁は天監九く十七（五一〇〜五一八）年に成立した『出三藏記集』十五卷は有名な僧祐の撰述で、後漢から梁時代までの漢訳三藏を集めた現存最古の経録³²である。その巻第八に収める釋慧觀の「法華宗要序第八」には、「有外国法師鳩摩羅什。超爽俊邁奇悟天拔。量與海深辯流玉散。繼釋蹤以嗣軌。秉神火以霜燭。紐頽綱於將絶。拯漂溺於已淪。耀此慧燈來光斯境。」³³と、鳩摩羅什の崇高な人となりを述べる。『國譯一切經』ではこの「神火」云々に「大（い）なる光が手燭の火の価値を無くする如きをいふ」と註する。³⁴

この『出三藏記集十五卷』が正倉院文書には三か所に見えることを木本好信氏の労作により知った。一は天平十九（七四七）年六月七日「寫疏所解」の「右、件六百八十三卷、依無本、所未寫」のうちの一本に、また二は、天平勝寶四（七五二）年正月二十五日類收「可請本經目錄」のなかの一本として、そして三は、天平勝寶五（七五三）年五月七日類收「未寫經律論集目錄」聖賢集中の一本としてである。³⁶これによると、天平十九年までには知ら

れていた『出三蔵記集』十五巻の入手に時間を要し、六年後の天平勝寶五年になっても未だ書写されていなかったことになる。

以上、神火に比して頻出する天火（五行志の「災」は天火を指す）は、ほぼ「災異」との因果関係の中で登場することが判る。日本では『万葉集』に「天の火もがも」の歌があり、『日本書紀』にも三箇所³⁷に天災を指摘される。『日本三代実録』の貞観年間（九世紀後半）には天火と人火とを明記するようになるが、私見では『続日本紀』の八世紀後半以降しばらくは「神火」の表記が主流となり定着する。それはなぜか。

我が国で「神火」の初見は淳仁天皇天平寶字七（七六三）年九月庚子朔条にある。即ち、「勅曰。疫死多數。水旱不時。神火屢至。徒損官物。此者。國郡司等不恭於國神之咎也。又一旬亢旱。致無水苦。數日霖雨。抱流亡嗟。此者國郡司等使民失時。不修隄堰之過也。（略）」³⁸という。文面からは既に各地で正倉などの焼亡はあったと判る。

中国ならば「災（天火）」といい、災異説によってその因果関係に言及し、多くの場合「責在予一人」³⁹と常套句で天子の不徳を表すのを典型とした。疫病・災火・水旱などの現象は天が示す譴告だからである。従って元来「天火」をいうのは権力者の側である。国司らがもし不正隠蔽の自己弁護のために「天火」を語っても、却って天皇の非を表明したとして中央政府からは「謀反」の罪に問われる危険性がある。だから自己保身から「神火」の方を選択したと思う（日本では雷火も神火と称した。後述五節（a）の（イ）。政府ではそれを逆を利用して、神火の原因を国郡司らの国神への不遜な態度や不道失政にあると意味付けし、彼らの責任を糾弾する姿勢を最初から鮮明にしたのが右の勅である）。

天皇を頂点とする律令国家の完成を目指し法律や制度の整備、またその「実現形態としての都城の造営」⁴⁰は勿論のこと、天皇の正当性を保証する根拠としての神話・歴史書も成立していた。天より降臨した神の子孫たる天皇の世に天からの誠めたる「天火」がしばしば発生しては国家成立の根底が崩れる、律令官人らはその自己矛盾に気づ

き、身の保全を図ったと思う。天火の語を避けるに至った最大の理由はそこに在ったのではないかと推測する。天皇も災害時には形式的に中国皇帝に擬して類同的文辞を以て詔を発しはしたが、それによって政治責任を問われる立場にはア・プリアリになかった。⁴²それ故、政府もいち早く「不恭國神之咎」と称して闕怠・不正の目立つ反律令的な地方官吏の非道を責め、「天つ神」を埒外に置いたのである。これはつまり中国の災異説を巧みに応用改変した災異説の日本的展開と言える。それが初期の「神火」であった。因みに前引高堂隆の言葉にある人君や陛下を国郡司に置き換えて国内事情に投影し直せば、その文化受容と変容のさまは一層明瞭となるであろう。

(三) 齋内親王氏子をめぐる異例事

さて、齋王氏が野宮在任中に出た多気の伊勢齋宮移転を告げる詔には、「掛畏支大神乃大前尔申給閉止申久、多氣乃齋宮。太神宮止離遠天、每事尔無便。因茲度會乃離宮乎卜定天。常齋宮止須倍伎状申出事乎、恐美恐美毛申給久止申。」(註三)という。伊勢齋宮の立地には相応の経緯や背景があったのであり、今さら「遠すぎて不便だ」とは唐突にすぎる。しかも、皇居歴代遷宮行列や神宮式年遷宮⁴³のもつ政治的效果として既に指摘されてきたことが、天皇(伊勢では齋王)の権威と尊貴性を豪族らに周知させる壮麗な行列が土地を横ぎることの重要性、即ち「権威を示すための一定の劇場の空間が不可欠」⁴⁴ならば尚更である。真実遠くて不便ならば、焼亡(承和六年)後に二度と移転の詔が出ず、齋王制度廃絶まで多気を動かなかった説明がつかない。離宮を出ざるを得なかった点に火災事件の真相が隠れている。

仮にも彼女が病弱だったとしても、それは理由にはならない(氏子の群行は『神宮雜例集』⁴⁷により天長二年九月)。なぜなら、天長三年五月一日に氏子の同母兄である三品恒世親王が薨去した。⁴⁸通例肉親の喪に遭えば齋王は交替するがこの時氏は解任されなかった。移転後間もない伊勢齋宮に空白期間が生じるのを回避したとしか考え

られない措置である。それなのに、翌天長四（八二七）年二月丁巳に次いで同四月癸巳には参議左大弁直世王らを太神宮に差使わし、重ねて「今侍留齋内親王波本病屢發⁴³。奉齋尔不堪尔依⁴⁴。令退出状乎云々申。」と申し出る前例のない解任措置をとった。それなら兄の薨去に際してなぜ解任させなかったのか、更に不審である。なにしろ件の氏は帰京後も実に仁和元（八八五）年四月二日⁵⁰まで生きながらえた。彼女は「齋王卜定時（弘仁十四年）に仮に十八歳であつたとすれば、優に八十歳⁵¹」という長寿だった。「本病屢發⁴³」との事由がまるで嘘のようであり、一層疑念は増す。とまれ九世紀前半代における伊勢齋宮の度会離宮への移転には不審な点があり、参宮行路の距離や齋王の健康といった表面上の理由よりも重大な政治的事由が他にあつたと推測したい。

（四）伊勢神郡内の政治・社会的諸矛盾の表面化

伊勢齋宮の経営をめぐる一つの政治・社会的諸矛盾が記録の上で表面化してくるのは延暦十年代から弘仁年間にかけてのことである。延暦十年代からといえば、時あたかも天平寶字七年以降東国（伊勢も東国の一つ）を中心に連綿と起こっていた、所謂「神火問題の処理に政府が頭を悩めていた時期⁵²」に重複し、また連続している。そして何よりも、延暦末年ごろには連年の征夷、造営、天災（不作・暴風雨）などにより諸国の生産に被害が出て、国家財政は窮乏に瀕していた時代のことでもあつた。⁵³

延暦十一（七九二）年七月三日の太政官符では、①齋内親王の禊用度の事と②齋宮寮の乾し藪の事とを問題にする。『延喜式』段階では、齋王の禊は月次祭、神嘗祭に先立つ、五月、十一月の晦日（近川）と、八月晦日（尾野湊）に行うと規定する。⁵⁵ 前者①は、それに必要な用度を「従来神郡が供給し雑物も儲けてきたのを停止し、今後は齋宮寮でその都度儲ける。供給用の料稻二百四十束は正税を春き備え寮家に運び送ること（人夫と馬だけは従来通り神郡が行う）」とした。後者②は、年間三千餘斤の乾し藪を調進して来た神戸百姓らからの「調庸雑係の外に。

件の乾藁を輸すは。艱辛殊に深し」との訴えを容れて、「それを停止し、以後は齋宮寮が神戸を差して刈り取らせ、その糧食の料には正税を以て充てる」とする。総じて神戸百姓の負担軽減である。予てより伊勢国内でも百姓らが「部内に浮宥していた⁵⁶⁾」という社会的状況の背景には、過重負担を強いられた神戸百姓らの窮状の一端をも反映しているよう。この措置から五年後（延暦十六年）に離宮は宮川左岸側の洪積台地へ移転したのである。

その移転から四年後の延暦廿（八〇一）年には連続して伊勢神宮の神戸百姓に関わる官符等が出る。いまその概略を左に列挙（A〜D）してみる。

(A) 四月十四日の符「今より以後。神戸の限りは二町を以てし、田租は十五束と定むてへり。丁減ずれば物少なく。祭に供するにまさに乏しかるべし。天下の諸社は同じく共に丁并びに租数を改帳するは一に旧例に依るべし。」及び格「大神宮の封戸は改減の限りに非ざれ⁵⁷⁾」と。

(B) 五月十四日の太政官符。「大祓く下祓の料物と違犯を定め」（略）それ毆傷することもし重き者は。祓い淨むるのほか法に依りて罪に科せよ。齋外にて鬪打せし者には律に依りて科決し。祓の限りに在（おか）ざれ。

又祝祢宜等の人と鬪打し及び他に犯事有る者には先ずその任を解きて即ち決罰せよ。神戸の百姓にして犯失すること有る者には行齋の外に罪を決すること法の如くせよ。（略）⁵⁸⁾

(C) 七月二日の格。去る四月十四日の太政官符で丁并びに租数を定めた（A参照）。しかし「件の国の神戸百姓愁ひて云ふ。神戸に死有れば實に依りて帳より除くべし。而るに国司勘返するに帳より除かず。名は帳に附くと雖も實は其身無し。茲に因りて丁の数空しく五、六丁に過ぎず。爰に国司は除丁と号し即ち神戸より出して官戸に貫き（人別し）、課役に至るもみな悉く徴納せり。もし延怠を致さば遂に決罰を加へたり。神事の済まし難きはもはらかくの由なり。（略）大神宮封戸の丁は余剩あると雖も永く減省することなく以て神宮に供せしものなり。謹んで官裁を請うてへり。」⁵⁹⁾

(D) 十月戊申(十九日)。「伊勢国言さく。多気度会の二郡司らは。言を神事に託して。常に闕怠すること多し。伏して望むらくは郡界の外に於いて。まさに決罰を行はむことを。之を許す。」⁽⁶¹⁾ (「国司、百姓に犯あれば界外に決罰することこれより行来十六箇年なり」と弘仁八年十二月廿五日の官符にあり。)

永年、神宮祭祀を支える封戸の丁数は余剰があつても減じなかつた。ここに来て死者が出ても国司は帳から除かず、勝手に神戸より除丁をして官戸に入れるが課役徴納は免れず、これでは神事に支障を来たすと神宮側から訴えられた(C)。すると今度は伊勢国司側から神事に託けて業務を闕怠する神郡司らに郡界の外で決罰を加えたいと応酬する(D)など、神郡内行政の難渋さを垣間見せる。この前年の延暦十九年十一月三日付太政官符で、漸く「斎宮の主神司を神祇官に管撰せしむ」⁽⁶²⁾ ことになつたが、斎宮寮をはさんで伊勢国司と多気・度会・二神郡司、神官や神戸百姓らの間に複雑に絡む争い事や行政処理上の軋轢・障害などが、神事と徴税とにかかわる二重支配的構造下で一層神戸百姓らへのしわ寄せとなり不満が鬱積していった。一方では軽減策を施しつつも、神事と行政の間で生じる対立軸的な構造と諸矛盾は嵯峨朝にかけて徐々に鮮明化して行かざるを得なかつた。それがまた伊勢齋宮の経営にも大きく影響したであろう。引き続き関連史料を追つてみよう。

(E) 弘仁二(八一二)年十一月庚子(九日)。「伊勢の国頃年事多くして。百姓勞擾せり。往年は大嘗に供奉し。頗る轉運するに疲る。重ねて兵革にも属ひ。共に農畝を廃せり。今亦神宮を營造し。未だ肩を息むるに違あらざるに。尋いで齋内親王の相替迎送に縁りて。祇供を息まず。その勞止を念へば。殊に懐ひに疚めり。(略) 宜しく今年の田租は。悉く免して徵ること勿れ。」⁽⁶³⁾

(F) 弘仁三(八一三)年五月辛酉(四日)。勅。「伊勢国多気度会及び飯高飯野等七郡の神戸百姓等は。正税を徵るに縁りて。必ずや刑罰を加へらる。已に齋事を乱し。或いは逃散を致せり。是を以て昔年出擧を停めたり。茲より以後。富民より借り求めて。報償に至りては。利を加ふこと数倍なり。擧する者に罪有り。償ふ者は弊

を受くなり。宜しく明年よりはじめて。神税の外。正税十三萬三千束を擧して。其の利息を以て。齋宮の用に充つべし。⁽⁶³⁾」

(G) 去年(弘仁七年?)十二月廿一日太政官符。「神祇官の解に備く。十二月の御卜に崇りあるに依りて。當国の多氣度会二神郡に。正税を出擧する符并びに刑罰を行ふ事舊例に依りて停止すべしてへり。(略)」⁽⁶⁴⁾

大同三(八〇八)年の大嘗祭に伊勢国は悠紀を務め、兵革(葉子の變)にも従い農業が出来なかつた。また遷宮(弘仁元年・三年)、齋王の交代(大同四年帰京、弘仁二年群行)で疲弊しきつた伊勢の田租を免じた(E)。疲弊勞擾した神戸百姓らは、正税徴取時に違犯を咎められ必ずや刑罰を加えられ、正税出擧も実施できない現実であったが、神税の外に正税十三萬三千束を出擧し、その利息を伊勢齋宮の用度に充てようとした(F)。このような状況下で、神郡の田租檢校等の雑務の主導権をめぐり国司と大神宮司との間で綱引きの経年繰り返されていたことが、次の諸史料(ア〜カ)から読み取れる。

(ア) 延暦廿(八〇二)年七月一日太政官下諸国符備。「今神祇令を案ずるに曰く。神戸の庸調及び田租はみな神宮を造り及び佛神に供ふる調度にあてよ。それ神税はもはら義倉に准じてみな國司檢校せよてへり。(略)宜しく國司郡司神主等は祭料を支度し。并びに其の残を注して申上し裁を聴くべしてへり。」⁽⁶⁵⁾。Ⓜ荒井秀規氏は、「これより延暦廿四年まで神郡内民戸の口分田田租は國司の檢校を受けた」とする。⁽⁶⁶⁾

(イ) 延暦廿四年四月七日太政官下伊勢国符備。(略)「國司等の用帳を勘知して神物を報收するは既にして舊例に違へり。凡そ此の大神は天下の貴き社なり。是の如きの類は元來は禁じらるる所なり。而るに今諸神に准じて國司の檢收するは。事に於いて穩やかならざるてへり。右大臣宣すらく。宜しく舊例に依りて國司に預くること勿るべしてへり。厥より而後は宮司檢納して祭料に充て用いたり。但し物は神宮及び離宮を造るの用に充てられ。残る所の数少なきが祭用にて欠有りと。(略)」⁽⁶⁷⁾

(ウ) 弘仁六(八一五)年六月九日太政官下神宮并國司符傳。「年中の神事は。みな闕くべきこと難けれど。當國の神税の残る所数少なし。望み請ふらくは。他國の神税を欠く所の料に充て用ひむことをてへり。(略)宜しく他國の神税を以てもはら年中の雜用の料に充てるべし。それ當國の神税は年毎に儲け置き。もし已むを得ざるときに必ず用ふべきものなれば。先に申して後に用ひよてへり。此れより國司始めて亦預かり納むなり。符の旨に依りて之を充て用ひしむるべし。」⁽⁶⁸⁾

(エ) 弘仁八(八一七)年十二月廿五日。「伊勢の国多氣度会二郡の雜務を。悉くに大神宮司に預くなり。交替付領は。一に國司に同じい。國司の決罰を行ふこと獲ざるを以てなり。」⁽⁶⁹⁾「今此の符(延曆廿年五月十四日符)に依れば、宮司は雜務を預からずして決罰することを得。國司は決罰することを得ずして。雜務を預かりぬ。

(略)遂に國司をして威無く百姓に怠有らしめたり。(略)望み請ふらくは今より以後。二郡の雜務を。永く大神宮司に預けむことを。(略)」⁽⁷⁰⁾

(オ) 弘仁十二(八二二)年八月廿二日太政官符。「承前の例は。大神宮司は伊勢国多氣度会兩郡神田の租及び七處神戸の田等の租を檢納して。祭祀に支用せしは。もとより尚きものなり。なかごろ國司預かりて以て檢納したり。仍檢案内。太政官去る延曆廿四年四月七日に伊勢國に下したる符に傳く。(略)宜しく舊例に依り國司に預けること勿るべしてへり。それより而後は宮司檢納して祭料に充て用ひたり。(略)太政官去る弘仁六年六月九日神宮并國司に下したる符に傳く。此れより國司始めて亦預かり納むなり。(略)望み請ふらくは。煩わしくも國司に預くることを停め。神宮司をして舊に依りて檢納せしめ。預かりて以て支用し其の祭事を濟まさむことを。但し正税を借り請ひて欠料に充つることは永く停止に従はむ。謹みて官裁を請ふてへり。(略)請ひに依れ。」⁽⁷¹⁾

(カ) 承和十二(八四五)年六月八日。「勅すらく。齋宮寮頭并びに助をして大神宮ならびに多氣度会兩神郡の雜

務を検校せしむこと。今より以後。立てて恒例となせよ。」⁽⁷²⁾

このように多気・度会両郡の田租検納等をはじめとする神郡雑務の行政主管は二転三転したが、いまその変遷を時系列でみると、(大神宮司) (A) (B) ↓ 國司 (ア) ↓ (C) (D) ↓ 大神宮司 (イ) ↓ (E)・(F) ↓ 國司 (ウ) ↓ (G) ↓ 大神宮司 (エ)・(オ) ↓ (この間に齋宮度会移転・焼亡・多気復帰) ↓ 齋宮寮 (カ) の流れになる。(ア)にも引くとおり神戸から徴収する神税は「みな國司検校して所司に申し送る」⁽⁷³⁾のが『神祇令』の定めであつたが、それを支障なく執行出来なかつたのが多気・度会二神郡の実状であつた。紆余曲折の経緯の中で、(オ)から(カ)に至る九世紀中葉への時期は、「伊勢齋宮の離宮移転から焼亡・多気復帰」までの期間に概ね重なつてゐる。山中章氏の所論では「古代王権による伊勢神宮統治の四つの画期」のうち、「緊張関係が最高潮に達する」⁽⁷⁴⁾③伊勢齋宮の展開「第三期」に相当する。これを挟み従来にはない新しい変化(カ)が起きた。多気・度会二神郡の田租検校等諸雑務を「國司に預けるか宮司に預けるか」という、桓武朝以来政府には慢性的でもあつた懸案事項が、始めて齋宮寮(頭と助)に預ける展開になつた。つまりこの時期に伊勢齋宮の政治的な位置付けに明確な変化が生じたのである。

もつともその前哨戦ともいうべき施策は当の桓武朝において始まつた。それが齋宮寮頭を以て伊勢国司(守・介)を兼務⁽⁷⁵⁾させる人事で、延暦十年以降弘仁年間にかけて顕著である。延暦十年正月(寮頭賀茂朝臣麻呂為兼伊勢守)、大同元年正月(寮頭中臣丸朝臣豊国為兼伊勢介)、弘仁三年正月(寮頭小野朝臣真野為兼伊勢権介)、弘仁五年七月(寮頭阿倍朝臣寛麻呂為兼伊勢権介)等の記事がある。それでも問題解決は容易ではなかつた。伊勢神郡に限らず奈良時代以来政府が頭を悩ませて来た大きな政治課題だが、数多の国郡司等の日常的な闕怠・不正行為には酷い状態が続いていたからである。⁽⁷⁶⁾弘仁十二年に(オ)大神宮司に預けることになつたことを受けて、次の氏子内親王の卜定を機に新たな方策が打ち出された。それが天長元年の伊勢齋宮の離宮移転だつたのではないか。神郡

行政機構への監視体制を地理的に強化したのである。それまでも寮頭と国司等の兼務体制で国衙機能の一部を担う経験をして来た伊勢齋宮の離宮内部への突然の移転には、現地でも憶測を呼んだに相違なく、一見尤もらしい理由（前引）を必要とした所以である。

そして多氣の旧地へ復帰後の（カ）に至って「齋宮寮頭并びに助をして大神宮ならびに多氣度会両神郡の雑務を檢校せし」めた背景には、伊勢国における長岑宿禰高名の行政手腕があつたと考える。承和遣唐使の一員として文宗の拝謁も得た高名は九世紀前半代に活躍する典型的な「良吏」の一人である。彼がはじめて伊勢国権介となつた承和六（八三五）年は、正に離宮の伊勢齋宮が火災を受け官舎一百餘宇を焼亡した年である。その結果、伊勢齋宮が再び多氣に戻らざるを得なかつたのは対「太神宮司」との間の政治的緊張関係の中での地理的退却であつた。高名が改めて伊勢国守となつたのは承和十年のこと、ついでその翌年（承和十一年）には齋宮寮の権頭を兼務した。前記延暦・弘仁年間の例では寮頭による国守・介の兼務であつたのが、ここに来て国守による寮頭（しかも権頭）の兼務になつた事も注目される。ともあれ、上述（カ）の決定が高名が兼務した翌年の承和十二年であつたのは、現地の実情を熟知した国守高名の上奏建言によつたものに違いないと考える。距離的にも遠い鈴鹿の国司が兼務するのではなく、常に神郡内に在り神事を通じて最も関わりの深い伊勢齋宮（頭と助）自体に「神郡雑務檢校」の行政的権限をもたせる行政改革であつた⁷⁸。地理的退却を補うに新たな政治的権限の付与でもあつた。

承和六年十一月癸未の離宮齋宮の焼失を単なる失火とみるか、放火（神火）とみるかは見解の分かれるところであらう。事はしかし、前引山中氏の論考にもある「勢力圏をめぐる伊勢太神宮との緊張関係」が「最高潮に達する」時期に起きた焼亡事件である。時代の趨勢⁷⁹、あるいは当時の社会情勢からみても「神火」とするに足る要因が内在していた蓋然性は極めて高い。次節ではその点をさらに別の角度から考えてみたい。

(五) 九世紀前半代の火災と社会情勢

(a) 火災記事の類型的整理

九世紀前半代（一部は八世紀末も含む）に限って正史にある火災記事の分類（イ〜ホ）を試みた。するとその表記の仕方にもある種の傾向がうかがえる。度会離宮での伊勢齋宮の火災事件はどのように意味づけられるだろうか。

(イ) 天長七（八三〇）年七月戊子「申刻雷雨。西剋。霹靂内裏西北角曹司。左右近衛騎乘御馬。馳入内裏。撲滅神火。」⁸⁰

(ロ) 弘仁十一（八二〇）年十一月庚申「近江國言。国分僧寺延曆四年火災燒盡。」⁸¹

天長九（八三二）年五月丁未「賑給近江國滋賀淺井兩郡。遭火災。」⁸²

天長九（八三二）年五月己酉「勅。去年秋稼不稔。諸国告飢。今茲疫旱相起。仍人物夭折。加以往往火災。

民或失所。(略)」⁸³

(ハ) 延曆三（七八四）年十月丁酉「勅曰。如聞。比来。京中盜賊稍多。掠物街路。放火人家。良由職司不能肅清。令彼凶徒生茲賊害。」⁸⁴

弘仁九（八一八）年正月甲寅「遣使檢出雲国賊燒官物。兼賑給百姓。」⁸⁵

承和五（八三八）年二月丁酉「畿内諸国。群盜公行。放火殺人。下知國司。令以糺勘。」⁸⁶

天安元（八五七）年六月庚寅「大宰府飛驒言上。對馬嶋上縣郡擬主帳卜部川知麻呂。下縣郡擬大領直浦主等。率黨類三百許人。圍守正七位下立野正岑館。行火射殺正岑并從者十人防人六人。」⁸⁷

延曆十（七九一）年八月辛卯「夜有盜。燒伊勢太神宮正殿一字。財殿二字。御門三間。瑞籬一重。壬寅。奉幣帛以謝神宮被焚焉。」⁸⁸

(三) 延暦十一(七九二)年三月戊寅「造伊勢国天照大神宮。以遭失火也。」⁽⁸⁹⁾

弘仁十四(八二三)年十月丁亥戊剋「失火内裏延政門北掖。(略)火不大延。」辛丑亥剋。失火大藏十四間長殿。(略)盛火飛揚。迸落無數。」⁽⁹⁰⁾

弘仁十四(八二三)年十一月壬申亥刻「巡大倉舍人等。呼失火於大藏省。(略)有人持炭火。挿東十四間長殿東面長押。且撲火。且出物。優婆塞三人藏部一人。親入盜物。即著縛優婆塞一人。先申云。己等所謀。騷動之間。雜衆取物。去十月廿日夜失火。亦己等所為。」⁽⁹¹⁾

(ホ) 承和二(八三五)年三月庚戌「出雲国言。灾于官舍。」⁽⁹²⁾

承和二(八三五)年三月己未「甲斐国言。灾于不動倉二字及器仗屋一字。皆悉煨燼。」⁽⁹³⁾

承和六(八三九)年閏正月戊戌「織部司織手町灾。烧百姓廬舍数烟。」⁽⁹⁴⁾

承和六(八三九)年十一月癸未「灾于伊勢齋宮。烧官舍一百餘宇。」⁽⁹⁵⁾

天安二(八五八)年六月己酉「肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉十一宇火。」⁽⁹⁶⁾

(イ) にみえる「神火」は原因が雷雨霹靂(雷火)による火災で、天武紀朱鳥元年七月戊申条の天災と同じ原因によるものである。数々の研究成果もあるように、ある種の目的をもった「政治的な動機による放火」を偽って称した「神火」とは明らかに異なる。

つぎに(ロ)の事例はいずれも単に「火災」と記す。これだけでは原因が不明である。ただ、国郡司らによる政治的目的をもった正倉や官物への放火ばかりが「神火」ではない。時代や社会の変遷に伴いその種の「神火」にも質的な転化があり、地域の実情に応じてその対象物も画的ではない。すでに佐伯有清氏の先駆的研究にあるように、「八世紀末をもって神火はなくなつたわけではなく、九世紀に入っても依然としておこつていたのである」(同上)。しかも、やがてそれは「国分寺への放火に発展し、さらには国の官舎を焼き、国司の館を襲撃放火する動き

につながっていくもの」(同上)であった。従って、(ロ)の「火災」にも「放火」神火」を含む可能性は十分にあり、見過ごすべきではない。

(ハ)の事例は、基本的に盗賊らによる放火殺人の類である。出雲国では官物が狙われている点、また對馬の擬郡司らが国守の館を襲撃放火したのは、佐伯氏の言われたように、八世紀後半に頻発した「神火」が発展的に転化した別形態の放火と捉えることができる。

(ニ)は「失火」と表記された事例である。しかし弘仁十四(八二三)年の二例の内容は、優婆塞らによる大蔵への窃盗にともなう放火であり、真の「失火」ではない。延暦十一(七九二)年にみえる「天照大神宮」の「失火」による造営は、それが前年(ハ)の夜盗による火災の結果なれば、単なる「失火」では済まされない。

最後に(ホ)の事例中の四例は、「灾于〇〇」「〇〇倉火」という書式に定型化されている。これは基本的に八世紀後半以降に顕在化したいわゆる「神火」と同様の表記である。対象が「正倉・穀物」から「不動倉」や「官舎」に変わったのは、政治的的目的を持った放火の質的な変化や多様化の時代的流れに沿うもので本質的には同じである。従ってこれら(ホ)の記事も奈良時代の「神火」の延長線上に位置づけて理解するのが自然である。実際、先の佐伯氏の論考では、この承和二(八三五)年三月の出雲国や甲斐國で発生した火災記事を「神火」史料として認定、使用されている。それと類型的にまったく同じ伊勢齋宮の官舎一百餘宇の焼亡記事を例外とは考え難いのである。伊勢太神宮(大神宮司)との緊張関係が最高潮であった当時の離宮での火災であればこそ、これを「神火」の一類型として理解することに何ら違和感はない。ただ伊勢齋宮での火災だけに「神火」の表記は憚られもしたであろう。さらに、奈良時代の「神火」事件との間には、その背景に通底する社会情勢(災害による不安・疲弊)を読み取ることができる。最後にその点も明らかにしたい。

(b) 神火の社会的背景

国史上「神火」の初見記事が現れる天平寶字七年九月当時は、果たしてどのような社会情勢にあったのかに言及した研究は意外にも少ない⁽⁹⁹⁾。それに先立つ天平寶字五(七六一)年は「五穀不登」で飢饉者を多数出し、翌六年三月に参河国以下九国に早があつた。それ以降神護景雲元(七六七)年頃に至るまでの間、北は陸奥国から南は多嶽嶋までおおむね日本全土がすさまじい旱魃・飢饉と疫病等に見舞われた⁽¹⁰⁰⁾。しかるに天平寶字七年三月に政府は「天下諸国の不動倉の鈎匙」を中央に回収せしめた⁽¹⁰¹⁾。その理由を「国司の交替茲に因りて煩ひ多きを以てなり」(同上)とするが、この緊急事態時に本来は「時の非常に備える為に穀物を貯蔵する」⁽¹⁰²⁾べく設置されたはずの不動倉の鈎匙を国司の手から回収したのは、まさかそれだけの理由からではなからう。鈎匙の管理つまり不動倉の管理を地方官吏に委ねたままでは到底放置できぬ緊迫した社会情勢にあつたからである。餓えた賊徒によって官物(ここでは不動倉の穀類)が狙われることが警戒されてきたに相違ない。通常、その貯蔵は「義倉や常平倉の其れに比して豊富であつた」⁽¹⁰³⁾からである。しかし、そのような回収措置が逆に放火という非常手段を更に誘発した可能性もまた否定できない。

「神火」事件は地方官吏が自らの不正や失態を隠ぺいするため、あるいは現任国・郡司らの失脚・交替等を目論んだ何者かによる放火だというが、そもそも当初はこのような非常事態を背景として発生したのである。郡司や土豪層らが自らの立場を死守すべく政治的な意図をもって放火したばかりではなかったと推測する。実態として多くの百姓たちが凄まじく餓えていた。賊徒と化した百姓に倉が狙われるのは当然の理である。従つて、天平寶字七年九月勅の「神火屢至る」との初見記事において、なぜか具体的な国郡名が記されていないのは、それが東国に限らずより広範囲に相前後して多発していたからに他ならない。そういう予断を許さない社会的状況下の故に、政府はその災火の拠つて来た原因を国郡司らの不道・不徳に帰する災異説に基づき対処したのではないだろうか。

その初見記事から三年後の天平神護二（七六六）年九月戊午条の勅は、恐らく台風被害で倒壊した官舎修理についての対応だが、伊勢・美濃等の国々に対し「事を神異に假て人の耳目を驚かすことを得ざれ⁽¹⁰⁾」という所をみれば、当時の国郡司らの報告に対し政府がどういう視点で見定めようとしていたかが窺える。ことは伊勢・美濃国等の東国のみならず、神異（時には神火）に名をかりて虚偽を重ねる悪弊はどの国にもありえたのである。

早魃・飢饉と疫病等が国土を覆った、八世紀の「神火」事件発生当時の状況と同じ社会情勢は九世紀前半代にもあった。天長四（八二七）年四月戊申条の「地震」からはじまり同七（八三〇）年の四月戊辰条にかけて、凄まじい地震記録（併せて七十五回）が残る。それは恐らく各地を襲い、得体の知れぬ恐怖と不安が諸国の民草を覆ったであろう。しかもその後、こんどは承和三（八三六）年二月戊戌条の伊勢国からはじまって、同五（八三八）年七月丙寅条は大和国に至るまで、ふたたび絶望的な飢饉が余震とともに全国を席卷したのであった。前節（イ）（ロ）（ハ）（ホ）に掲げた火災記事の大半は、そのような混沌と不安に満ちた社会的情勢を背景にしていたことを認識しなければならぬ。

すでに「神火」事件の正体が露見し、為政者に把握されて以降の記事になると、実質的には同じ性格の放火事件であっても、それを指してもはや「神火」の名では呼ばなかった。しかし、八世紀後半代に東国を中心に頻発した「神火」事件と九世紀前半代に在った「火災」記事の背景には、通底する極めて類似した社会情勢があった訳である。そういう点からも、上掲九世紀前半代の火災記事の中には、政治的な意図をもった所謂「神火（＝放火）」も当然含まれていたと考えるべきではないだろうか。

ましてや、神郡内でのさまざまな政治的軋轢や矛盾の陰に立ち、疲弊の極限に追い込まれていた神郡百姓らの実態からは、伊勢太神宮（大神宮司）と国衙（政府）との緊張関係は覆うべくもない。承和六（八三九）年における伊勢齋宮の焼亡には、利害・立場を異にする何者かが秘かに放った「神火」であった可能性は最早否定し難いと考

える。¹⁰⁾

(六) まとめ

輸入漢語の天火や神火の足跡を追うと、奈良時代に初出する「神火」は結果的に天皇制律令官人が案出した日本の災異説により命名された人為的火災であった。平安時代に入っても、実質的に同じ「神火」は各地に発生していた。佐伯有清氏の言うように、「神火」は時代や社会の変遷に伴い質的に転化し、「国分寺への放火に発展し、さらには国の官舎を焼き、国司の館を襲撃放火する動き」(前掲)へと展開した。本稿で検討した伊勢齋宮の官舎一百餘宇の焼亡(承和六年)もそのような変遷のなかで起きた放火(≡神火)の一つである。

伊勢齋宮の度会離宮への移転を知らせる天長元年九月乙卯の詔にあるもっともらしい移転理由にはそのまま信じきれない疑念があり、齋王氏子の健康問題にも虚構性を指摘した。そこで、移転そのものの背景にある現地の政治的状況に目を向けて関連史料を整理・検討した。大づかみに言えば、伊勢齋宮を接点とした伊勢国司(国衙)と宮司・祢宜ら神官(大神宮司)及び多気・度会二神郡司らの間にあった慢性的な闘争や違法行為、更には相互の主導権争いの下で常態化した神戸百姓らの疲弊する姿を垣間見ることができた。その諸矛盾が記録上に表面化する延暦十年代から弘仁年間にかけては、「神火問題の処理に政府が頭を悩めていた時期」(佐伯氏)に重複・連続し、延暦末年には諸国の生産に被害多く国家財政も窮乏を来していたのである。『神祇令』どおりの神税徴納も困難で、特に多気・度会をめぐる神郡雑務の執行権限が国衙と大神宮司との間で執拗に争われた(その間に京では齋院司の開設があった)。

弘仁十二年に二神郡の雑務を永く大神宮司に預けることになったのを受け、遂には伊勢齋宮を大神宮司所在の離宮に移転させる措置をとる。移転は大神宮司(神宮)への監視体制の地理的強化でもあった。山中章氏所論にいう

両者の「緊張関係が最高潮に達する、伊勢齋宮の展開第三期」に相当する。そこで起きた先の火災は、利害を異にする者が放火しうる内的条件は既に十分だった上に、八世紀後半代の神火事件発生当時（早魃・飢饉・疫病）と比較して①通底する社会情勢（凄まじい地震と飢饉）が同質であったこと、②他の神火事件と同じ類型化された書式で書かれていることも有力な傍証の一つと推定した。

焼け出された伊勢齋宮は多気の旧地に戻らざるをえなかったが、それは政治上の地理的撤退でもあった。承和十二年、遂には「齋宮寮頭并びに助をして大神宮ならびに多気度会両神郡の雑務を檢校せしむ」という新たな措置に転じた。それは齋宮寮に国衙機能の一部を代替させる行政改革で、伊勢齋宮の政治的位置付けを転換させた。これは承和十年に伊勢国守、翌十一年には齋宮権頭を兼務した良吏長岑宿禰高名の建言に拠るものと考えた。

昭和五四（一九七九）年に離宮院の発掘調査で八脚門が検出された。その門を構成する「北側の控柱は根元まで炭化した状態で残っており、火災のはげしさを物語る」⁽⁸⁾もので、承和六年の伊勢齋宮官舎一百餘宇の火災の事実を証言する遺物であるらしい。

註

(1) 山中章「齋宮・離宮院変遷の歴史的背景―離宮院遷宮

にみる古代王権と伊勢大神宮」、『仁明朝史の研究』思文閣出版、二〇一一年）は、従来の「齋宮土器編年表」の基準資料を考古学的に批判し、公表された「齋宮第I期第一段階」の土器群には大来皇女段階の資料はなく、「持統朝末から文武朝に過ぎない」（二九六頁）とした。

文武朝の伊勢齋宮は現状では所在不明。

(2) 本稿では齋内親王の宮殿と齋宮寮とを包括的に伊勢齋

宮と表記し、事に応じて齋宮寮も使う。

(3) 『類聚国史』第一（吉川弘文館、一九八一年）、巻四、四五頁、天長元年九月乙卯条。『日本紀略』第二（同上、一九八五年）、前篇十四、三一九〜三二〇頁、天長元年九月乙卯条。

(4) 前掲山中氏論文、三二三〜三二四頁に拠った。

(5) 御巫清直「離宮院考證」（神宮司庁編『神宮神事考證』一九三六年）。大西源一「史跡離宮院址」『三重県に於ける主務大臣指定史跡名勝天然記念物』第一冊史蹟、三重

梶、一九三六年。

(6) 災異説の初歩的な説明は拙稿「不改常典の典拠と公羊傳」(『應陵史学』第三九号、二〇一三年)、三一〜三三頁にも述べたので参照されたい。

(7) 『大藏經全解説大事典』(鎌田茂雄他編、雄山閣出版、一九九八年初版第二刷)、三四六頁。

(8) 『大正新修大藏經』第十一冊密教部下、一二五一・吽迦陀野儀軌卷中、二四三頁下段。『大正新修大藏經索引』全四八冊(新文豐出版公司影印、中華民國八一年第一版)に拠ると、「神火」はこの「吽迦陀野儀軌」と二一四五・『出三藏記集』に、「天火」は「吽迦陀野儀軌」の他、七二一『正法念處經』や一七五三『觀無量壽佛經疏』等に見ゆ。

(9) 『国史大辞典』一一(吉川弘文館、一九九〇年)、二七頁、高木豊氏執筆「日蓮」の項。

(10) 文應元(一二六〇)年の成立。註(7)前掲『大藏經全解説大事典』、七九八頁。『大正新修大藏經』第八十四卷、統諸宗部十五、二〇三頁下段。

(11) 鎌田正著「春秋左氏伝」二(明治書院、一九九三年一五版)、六六〇〜六六一頁(氏は宣榭を成周、即ち洛陽の演武堂とし、周宣王の廟(公羊傳)や楽器を蔵する所(穀梁傳)との説も紹介する)。

(12) 『漢書』(中華書局、一九八三年第四次印刷)第五冊、卷二十七上、志第七上、一三三三頁。

(13) 『史記』(中華書局一九八九年第十一次印刷)第二冊、卷十一、孝景本紀第十一、四四〇頁。

(14) 顧炎武著・黄汝成集釋『日知錄集釋』(上海掃葉山房、民國十三年石印)、卷三十、八葉に「淮南王安以客言。彗星長竟天。天下兵當大起。謀為畔逆。而自劉國除。」という。

(15) 前掲拙稿「不改常典の典拠と公羊傳」、二六頁。因みに、謀反は叛逆行為の未遂段階をいう。富谷至「謀反—秦漢刑罰思想の展開」『東洋史研究』四二卷一号、一九八三年所収、三頁。

(16) 『後漢書』(中華書局、一九九一年第五次印刷)卷八十二下、列伝第七十二下、二七三四頁。

(17) 前掲『後漢書』卷七十五、列伝第六十五、二四三二頁。『三国志』四、蜀書(中華書局、一九九二年第十一次印刷)、卷三十一、劉二牧傳第一、八六七頁。

(18) 晉・常璩著、任乃強校注『華陽國志校補圖註』(上海古籍出版社、二〇〇九年第四次印刷)、三四〇〜三四一頁、三四六頁参照。

(19) 清・萬斯同撰「魏將相大臣年表」第四頁(『二十五史補編』二、中華書局、一九八九年第五次印刷、二六一〇頁)。

(20) 前掲『三国志』一、魏書卷三、明帝紀第三、一〇一頁。

(21) 前掲『三国志』三、魏書卷二十五、高堂隆傳、七〇九〜七一〇頁。

(22) 『晋書』五(中華書局、一九九一年第四次印刷)、卷五一、一四一〇頁、『梁書』三(中華書局、一九八七年第三次印刷)、卷五十、七〇一頁。

(23) 皇甫謐撰・陸吉點校『帝王世紀』(清南齋魯書社、二

- 一〇年『帝王世紀・世本・逸周書・古本竹書紀年』一
 (9) 一頁所収、第四、三三、三四頁。
- (24) 円仁著・足立喜六訳注・塩入良道補注『入唐求法巡礼行記2』(平凡社、一九九四年第八刷)、一〇〇頁。
- (25) 前掲『入唐求法巡礼行記2』、一一五頁。
- (26) 前掲『晋書』七、卷七十五、一九八九頁。
- (27) 武德七(六二四)年奏上の『藝文類聚』(上海古籍出版社、一九九九年)卷九七、一六八五頁。
- (28) 『大正新修大藏經』、第五十五卷、目錄部全に所収。
- (29) 前掲『晋書』卷七十五、一九八五頁に、「略」頃之、微拜中書侍郎。在職多所獻替、有益政道。時更營新廟、博求辟雍、明堂之制、甯據經傳奏上、皆有典證。孝武帝雅好文学、甚被親愛、朝廷疑議、輒諮訪之。甯指斥朝士、直言無諱。」とあるに拠る。
- (30) 『アジア歴史事典』5(平凡社、一九七一年八版)、五二、五三頁、河地重造執筆「晋書」の項。前掲『晋書』第一冊巻頭「出版説明」にも、「晋書」的修撰、從貞觀二十年(公元六四六年)開始、二十二年(公元六四八年)成書、歷時不到三年。」という。
- (31) 矢島玄亮著『日本國見在書目録―集証と研究―』汲古書院、一九八四年、八七頁、一三四頁、一三八三頁。
- (32) 前掲『大藏經全解説大事典』、六三〇頁。『アジア歴史事典』4(前掲第六版)、三二三頁、塚本善隆氏執筆「出三藏記集」の項。
- (33) 前掲『大正新修大藏經』、第五十五卷、目錄部全、五十七頁中段。
- (34) 『國訳一切経』(大東出版社、一九五八年)、和漢撰述部六九、史傳部一、林屋友次郎譯「出三藏記集序卷」第八、二二四頁。中島隆藏編『出三藏記集序卷訳注』(平樂寺書店、一九九七年)は、「霜」を光の比喩と見、「神妙な火をかざして霜のように照らし出し」(二二八頁)と訳す。
- (35) 木本好信編『奈良朝典籍所載仏書解説索引』(國書刊行会、一九八九年)、一九二頁上段。
- (36) 『大日本古文书』編年之一、二二五(東大出版会、一九七七)一九七八年覆刻)を使用。編年之九、三九三頁、編年之十二、二一六頁、五六二頁。
- (37) 吉井巖著『萬葉集全注』卷第十五(有斐閣、一九八八年)、一七六、一七八頁。欽明紀二十三年六月馬飼首歌依の話の条、孝德即位前紀の群臣会盟の条、天武紀朱鳥元年七月の火災(雷火である)の条。観念的には三記事共に天火の謂だが「天火」の表記はない。吉井論文を奈良女子大学文学部教授奥村和美先生のご教示により知った。記して謝意を表します。
- (38) 『続日本紀』後篇(吉川弘文館、一九八四年)、卷二十四、二九五頁。『類聚三代格』前篇(吉川弘文館、一九八三年)、卷七・牧宰事、二九八頁。
- (39) 前掲拙稿「不改常典の典拠と公羊傳」、三一、三三頁。
- (40) 村井康彦著『律令制の虚実』(新書日本史2、講談社、一九八二年第六刷)、八三頁。
- (41) 災害時の詔に下記の例がある。「朕以菲薄之身。託于王公之上。不能德感上天仁及黎庶(文武慶雲二年四

- 月)。「民多入罪。責在(予)一人。非關兆庶(聖武天平六年六月)。「良由朕之不德致此災殃。仰天慚惶(聖武天平九年八月)。「朕以不德。(略)況復去歲無檢。懸磬之室稍多(桓武延暦元年七月)。「頃年天下諸國飢餓繁興。疫癘相尋。朕之不德。晝及黎元(平城大同三年五月)。「去年秋稼焦傷不收。朕之不德。百姓何辜(嵯峨弘仁九年四月)。「頃者坤德愆斂。山崩地震。(略)責在朕躬(淳和天長五年七月)。」など。
- (42) 上山春平著『埋もれた巨象』(岩波書店、一九九七年)、序章(特に十七頁)参照。
- (43) 拙稿「伊勢齋宮の立地とその歴史的背景」(『佛教大学大学院紀要 文学研究科篇』第四二号)。
- (44) 田村圓澄著「古代の遷宮」(『飛鳥・白鳳仏教論』雄山閣、一九七五年)、三三三〜三三四頁。
- (45) 井上 薫「神々の世界と仏の世界」(亀田隆之編「古代の地方史」第三卷畿内編、朝倉書房、一九七九年所収)二〇六〜二〇七頁。
- (46) 榎村寛之「齋宮をめぐる七つの謎」(『齋宮歴史博物館研究紀要』四、一九九五年所収)、二二頁。既に中国の皇帝祭祀にも類似的指摘がある。梅原郁「皇帝・祭祀・国都」三〇三頁(中村賢二郎編「歴史の中の都市」ミネルヴァ書房、一九八六年所収)。
- (47) 塙保己一編纂『群書類従』第一輯神祇部(統群書類従完成会、一九八三年)巻第四所収「神宮雜例集」巻第一、一四二〜一四三頁。但し「撰定勝地於多氣郡。始建齋宮寮院。于時氏子内親王群行。」とある「多氣郡」は「度会郡」の間違いである。
- (48) 前掲『日本紀略』前篇十四、日本後紀卷三十四、天長三年五月丁卯朔条、三二二頁。
- (49) 前掲『日本紀略』前篇十四、三二四頁。黒板伸夫・森田悌編『訳注日本史料・日本後紀』集英社、二〇〇三年、九四〇〜九四三頁(以下『日本後紀』からの引用は本書に依拠する)。
- (50) 『日本三代実録』後篇(吉川弘文館、一九八三年)巻四十七、五八六頁、仁和元年夏四月二日丙辰条。
- (51) 山中智恵子著『齋宮志』大和書房、一九八六年、二一〇頁。
- (52) 佐伯有清「神火と国分寺の焼失」(『新撰姓氏録の研究』研究篇、吉川弘文館、昭和四六年)、二九一頁参照。
- (53) 村尾次郎著『律令財政史の研究』(吉川弘文館、一九六四年再版)第二章第五節、一〇二〜一三〇頁。時野谷滋著『律令封禄制度史の研究』(吉川弘文館、一九七七年)第一篇第六章、一九七〜一九八頁。氏はこの桓武末年の凶作による国庫欠乏時に職封削減措置があったとす(一九七頁)。
- (54) 前掲『類聚三代格』前篇、巻一、齋王事、二三頁。
- (55) 『延喜式』前篇(吉川弘文館、一九八三年)、巻五、神祇五齋宮、一一八頁。
- (56) 前掲『続日本紀』後篇、巻三十六、四六三〜四六四頁、宝龜十一年十月丙辰条。
- (57) 前掲『類聚三代格』巻一、一六頁、貞観二年十一月九日太政官符「不可割取伊勢大神宮神戶百姓事」所引。

- (58) 前掲『類聚三代格』卷一、三一〜三五頁、延暦廿年五月十四日太政官符「定准犯科被例事」。
- (59) 註(57)前掲、貞觀二年十一月九日太政官符「不可割取伊勢大神宮神戶百姓事」所引。
- (60) 前掲『類聚国史』卷四、五三頁。前掲『類聚三代格』卷一、延暦廿年十月十九日太政官符「應加決罰神郡司事」、三五〜三六頁。
- (61) 前掲『類聚三代格』卷一、二四頁。同書卷四、一四七頁。
- (62) 註(49)前掲訳注日本史料『日本後紀』卷廿一、五八二〜五八五頁。
- (63) 前掲訳注日本史料『日本後紀』卷廿二、六〇八〜九頁。
- (64) 前掲『類聚三代格』卷一、弘仁八年十二月廿五日太政官符「應多氣度会両郡雜務預大神宮司事」一應修理神社玖拾參前に所引の官符、三六〜四〇頁。
- (65) 前掲『類聚三代格』卷一、一五〜一六頁。弘仁十二年八月廿二日太政官符「應令伊勢大神宮司檢納神郡田租事」所引。
- (66) 同氏「神郡の田租をめぐる―伊勢国神郡を中心に―」(『地方史研究協議会編』『三重―その歴史と交流』雄山閣、一九八九年所収)、二三〇頁。
- (67) 註(65)前掲、弘仁十二年八月廿二日太政官符「應令伊勢大神宮司檢納神郡田租事」所引。
- (68) 註(65)前掲、弘仁十二年八月廿二日太政官符「應令伊勢大神宮司檢納神郡田租事」所引。
- (69) 前掲『類聚国史』第一、卷四、五四頁。
- (70) 前掲『類聚三代格』前篇、卷一、三六〜四〇頁、弘仁八年十二月廿五日太政官符「應多氣度会両郡雜務預大神宮司事」所引。
- (71) 註(65)前掲、弘仁十二年八月廿二日太政官符「應令伊勢大神宮司檢納神郡田租事」所引。
- (72) 『続日本後紀』(吉川弘文館一九八七年)卷十五、一七八頁、承和十二年六月癸未条。
- (73) 『令集解』前篇(吉川弘文館、一九六六年)卷七、神祇令、二〇五〜二〇六頁。
- (74) 注(一)前掲山中氏論文、三二四〜三二六頁。
- (75) 齋宮寮頭と國司との兼務事例の初見は、『続日本紀』大宝三(七〇三)年六月乙丑条に「從五位上引田朝臣廣目為齋宮頭兼伊勢守」があるが、以後そのような兼務は途絶えていた。
- (76) ほんの一例を掲げると、前掲『続日本紀』後篇、卷三十九、五一九頁、延暦五年夏四月庚午条には「詔曰。諸國所貢。庸調支度等物。每有未納。交關國用。積習稍久。為弊已深。良由國宰相司遞相怠慢。遂使物漏民間用乏官庫。又其莅政治民。多乖朝委。廉平稱職。百不聞一。侵漁潤身。十室而九。忝曰官司。豈合如此。(略)」という。
- (77) 佐藤宗諱「平安初期の官人と律令政治の変質」『史林』第四七卷第五号、昭和三十九年所収。
- (78) 伊勢齋宮跡の発掘調査で出土した「目代」墨書土器はこの一連の動きと関連すると今は考えるが、考察は改めて別稿「九世紀齋宮寮における目代再考」(仮題)に譲りたい。

- (79) 前掲、佐伯氏論文「神火と国分寺の焼失」二九四〜二九五頁参照。
- (80) 前掲『日本後紀』（集英社）卷第三十八（逸文）、九九八〜九九九頁。
- (81) 前掲『日本後紀』（集英社）卷第廿九（逸文）、七九四〜七九五頁。
- (82) 前掲『日本後紀』（集英社）卷第四十（逸文）、一〇三六〜一〇三七頁。
- (83) 前掲『日本後紀』（集英社）卷第四十（逸文）、一〇三六〜一〇三七頁。
- (84) 前掲『続日本紀』卷三十八、五〇二頁。
- (85) 前掲『日本後紀』（集英社）卷第二十六（逸文）。七五〇〜七五一頁。
- (86) 前掲『続日本後紀』卷七、七四頁。
- (87) 『日本文徳天皇実録』（吉川弘文館、一九八四年）卷九、一〇〇頁。前掲『日本三代実録』前篇、卷一、一二頁、天安二年十二月八日乙未、太政官論奏。
- (88) 前掲『続日本紀』卷四十、五五五頁。
- (89) 前掲『日本後紀』（集英社）卷第一（逸文）、一二〜一三頁。
- (90) 前掲『日本後紀』（集英社）卷第三十一（逸文）、八五四〜八五五頁。
- (91) 前掲『日本後紀』（集英社）卷第三十一（逸文）、八六〇〜八六一頁。
- (92) 前掲『続日本後紀』卷四、三七頁。
- (93) 前掲『続日本後紀』卷四、三八頁。
- (94) 前掲『続日本後紀』卷八、八四頁。
- (95) 前掲『続日本後紀』卷八、九四頁。
- (96) 前掲『文徳天皇実録』卷十、一一七頁。
- (97) 古代の「神火」事件には、夙に川上多助、西岡虎之助、角田文衛らに言及があり、戦後は塩澤君夫（『古代専制国家の構造』、新野直吉（『日本古代地方制度の研究』）、吉村茂樹（『国司制度崩壊に関する研究』）、佐伯有清（『新撰姓氏録の研究』）などの他、近年では矢野建一（「神火」の再検討）、渡部育子（「神火事件」についての管見）、武蔵国入間郡の事件を詳細に考察した大山誠一（「武蔵国入間郡の神火をめぐる諸問題―道鏡政権と地方豪族の選択―）、羽床正明（「神火」についての一考察―武蔵国入間郡の神火を中心に―）、森田 悌（「入間郡司と神火」）などがある。
- (98) 同氏「神火についての二・三の問題」（『研究と評論』第七号、昭和三七年三月）。及び註(52)前掲、「神火と国分寺の焼失」（『新撰姓氏録の研究』研究篇所収）。
- (99) 塩澤君夫氏が「神火」の初現記事の背景に飢饉や疾病による百姓の飢窮のあったことをまず捉え、エゾ問題に関連した負担加重に対する農民の抵抗の一環として論じている（『古代専制国家の構造』一九六二年増補版、二六四〜二六五頁）。
- (100) 『続日本紀』後編、二八六〜三〇四頁。相互に関連する亢旱、不登、飢饉、疫病等の事象を問わず、年毎に記事の見える国名（記事順）の重複を避けて列挙する。天平寶字六年・参河・尾張・遠江・下総・美濃・能登・

備中・備後・讃岐・京師及畿内・伊勢・近江・若狭・越前・飛騨・信濃・石見・備前。

天平寶字七年…出羽・信濃・杵岐嶋・陸奥・伊賀・河内・尾張・越前・能登・大和・美濃・摂津・山背・備前・阿波・近江・備中・備後・丹波・伊豫・山陽南海道諸国・丹後・但馬・伯耆・出雲・石見・淡路・摂津・播磨。

天平寶字八年…播磨・備前・備中・備後・石見・志摩・摂津・淡路・出雲・美作・阿波・讃岐・伊豫・山陽南海二道諸国・多嶽嶋。

天平神護元年…和泉・山背・石見・美作・紀伊・讃岐・淡路・杵岐・多嶽・相模・下野・伊豫・隠岐・備前・備中・備後・伯耆・参河・下総・常陸・上野・伊賀・出雲・左右京・美濃・越中・能登・武蔵・駿河・丹波・甲斐。

天平神護二年…河内・志摩

神護景雲元年…尾張・淡路・山背・和泉。

(101) 前掲『続日本紀』後篇、卷二十四、二九三頁、天平寶字七年三月丁卯条。

(102) 瀧川政次郎著『律令時代の農民生活』（刀江書院、一九六九年）第二章第十二節、二〇六頁。

(103) 前掲瀧川氏著書、第二章第十二節、二〇七頁。

(104) 前掲『続日本紀』後篇、卷二十七、三三四頁、天平神

護二年九月戊午条。

(105) 前掲『日本後紀』（集英社）卷第三十五（逸文、九四四〜九九五頁。逸文のためか、出羽国以外の具体的な地名は不詳。地震記事の回数を年月毎に拾うと、天長四年四月（一回）、七月（十九回）、八月（十四回）、九月（八回）、十月（五回）、十一月（四回）、十二月（五回）、天長五年二月（三回）、三月（二回）、六月（三回）、七月（一回）、十月（三回）、十一月（一回）、天長六年三月（一回）、九月（一回）、十月（一回）、天長七年正月（三回）などである。天長七年正月の出羽國のはマグニチュード七・〇〜七・五と推定されるという（同書九八九頁頭注）。

(106) 前掲『続日本後紀』卷五、四八頁〜卷七、七七頁。国名を掲ぐと、承和三年には、伊勢・尾張・石見・備中・加賀・伯耆・若狭・薩摩・能登・因幡、地震一回、承和四年には、備前・和泉・淡路・美作・伊豫・その他、地震三回、承和五年には、筑前・筑後・肥前・豊後・太宰府管内諸国・備前・山城・大和、地震一回などである。

(107) 通例「神火」は十世紀で終わるが、管見では十三世紀の神火に『続左丞抄』「神祇権大副卜部兼文諸社神宝紛失盗失及焼亡等勘例」六四頁、安貞二年十二月二日条がある。

(108) 小俣町教育委員会編『離宮院跡発掘調査報告』一九八〇年、七頁および一七頁（執筆は御村精治・榎本義讓氏による）。